専用防衛生産用資産に係る代価の支払等に関する特殊条項

甲及び乙は、契約書〇〇（※１）に定める乙に取得させた専用防衛生産用資産に係る代価の支払等に関し、次の特殊条項を定める。

（専用防衛生産用資産）

第１条　甲は、この特殊条項に定めるところに従い、乙に取得させた専用防衛生産用資産に係る代価を支払うものとする。

２　専用防衛生産用資産の総額、支払目途日及び各支払目途日に支払う金額は、別表のとおりとする。

（専用防衛生産用資産の取得の状況報告）

第２条　乙は、専用防衛生産用資産を取得した場合には、専用防衛生産用資産取得状況報告書（別記様式第１）を監督官に提出するものとする。

２　監督官は、前項の規定により提出された専用防衛生産用資産取得状況報告書に基づき、取得された専用防衛生産用資産が契約の履行に使用可能な状態であることを確認するものとし、当該報告書の内容が適当であると認めた場合は、速やかに専用防衛生産用資産取得状況確認書を乙に交付するものとする。

（専用防衛生産用資産の給付の終了の届出）

第３条　乙は、試作研究し、製造し、又は役務を行った契約物品の全部の納入を完了し、これにより専用防衛生産用資産の専用的可用性の実証を完了したときは、遅滞なく、終了届に専用防衛生産用資産取得状況確認書を添えて、その旨を甲の指名した検査官に届け出なければならない。

２　前項の終了届は、入札及び契約心得（補給本部等用）納品書・（受領）検査調書（別紙様式第５－２５－１）を使用するものとする。この場合において、当該別紙様式中「納品書」とあるのは「終了届」と読み替えるものとする。

３　乙は、契約物品の納入の完了について、甲にその通知を求めることができる。

（専用防衛生産用資産の受領検査）

第４条　甲は、前条第１項の終了届の提出を受けた日から１０日以内に、この契約に基づく給付の完了の確認のため、受領検査を行わなければならない。

２　受領検査は、甲の指名した検査官が、次の各号に掲げる事項を確認したことをもって、これを合格とする。

(1)　終了届に添付された専用防衛資産取得状況確認書に専用防衛生産用資産を使用する対象として記載された契約物品が履行する契約と一致すること

(2)　契約物品の納入が完了していること

（専用防衛生産用資産の受領書の交付）

第５条　甲は、前条第２項の規定により受領検査を合格とした場合には、遅滞なく、必要事項を記載した受領書を乙に交付するものとする。

（契約物品納入後の専用防衛生産用資産に係る代価の請求）

第６条　乙は、専用防衛生産用資産に係る代価の支払を受けようとする場合は、支払請求書に前条に規定する受領書を添付し、甲に提出するものとする。

（専用防衛生産用資産に係る代価の支払）

第７条　甲は、前条に定める支払請求書等を受理した場合は、契約条項第〇〇条第〇項（※２）の規定に従い支払請求のあった専用防衛生産用資産に係る代価を支払うものとする。

（支払遅延利息）

第８条　甲は、約定期間内に専用防衛生産用資産に係る代価を乙に支払わない場合の遅延利息については、契約条項第〇〇条（※３）の規定を適用する。

（契約物品納入前の専用防衛生産用資産に係る代価の取扱）

第９条　甲及び乙は、契約物品の納入前に支払う専用防衛生産用資産に係る代価については、前払金に関する特約条項の定めるところに従って措置するものとする。

（別表の変更）

第１０条　甲及び乙は、代金の確定に関する特約条項の規定により専用防衛生産用資産に係る代価が確定された場合等、別表の内容を変更する必要が生じた場合は、協議の上、必要な措置をするものとする。

※１　別紙、別表等適切な文言を選択

※２　契約条項の見出し「代金の請求及び支払」に定める条項のうち、支払請求書を受理してから３０日以内に支払う旨の条項を記入して使用すること。

※３　契約条項の見出し「支払遅延利息」に関する条項を記入して使用すること。

別記様式第１（第２条第１項関係）

専用防衛生産用資産取得状況報告書

品　　名		契約年月日	令和　年　月　日
		履 行 期 限	令和　年　月　日
調達要求番号		認 証 番 号	
準備対象契約	品　　名： 調達要求番号： 納　　期： 契 約 相 手 方：		

上記契約に基づき、別紙のとおり、準備対象契約の履行に使用するため専用防衛生産用資産を取得しましたので報告します。

令和　　年　　月　　日

支出負担行為担当官　殿

住　　所
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

専用防衛生産用資産取得状況確認書

上記契約に基づく専用防衛生産用資産の取得について、上記報告のとおり取得したことを確認した。

令和　　年　　月　　日

監督官所属
官　　職
氏　　名

※　別紙として「専用防衛生産用資産の取得及び管理に関する特約条項」第４条第３項及び第４項に基づく報告における別紙を添付するものとする。